

企業組合ひなたぼっこ定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行い、もって組合員の経済的地位の向上を図り地域の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、企業組合ひなたぼっこと称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組合は、事務所を広尾郡大樹町に置く。

(公告の方法)

第4条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約)

第5条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

- 2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面により通知するとともに、第4条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事業

(事業)

第6条 本組合は、次の事業を行う。

- (1) 季節労働者就労事業（建設・土木・植樹・枝払い等）
- (2) 生活環境整備事業（除雪、清掃等）
- (3) 福利厚生に関する事業
 - ① 介護保険法による指定事業
 - イ 指定居宅介護支援事業
 - ロ 指定訪問介護事業
 - ハ 指定地域密着型通所介護事業
 - 二 指定予防居宅介護支援事業
 - ホ 第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）
 - ヘ 第一号通所事業（介護予防通所介護相当）
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）による障害福祉サービス
 - イ 指定居宅介護
 - ロ 指定重度訪問
 - ハ 指定同行訪問
- (4) 特定旅客自動車運送事業
- (5) 組合員の知識技術力向上のための研修会
- (6) 前各号に附帯する事業

第3章 組合員

(組合員の資格)

第7条 本組合の組合員の資格を有する者は、次に掲げる個人とする。

- (1) 広尾郡大樹町、中川郡幕別町、広尾郡広尾町、河西郡更別村、河西郡中札内村に住所又は居所を有し、本組合の事業に従事する者
- (2) 広尾郡大樹町、中川郡幕別町、広尾郡広尾町、河西郡更別村、河西郡中札内村に住所又は居所を有し、本組合の趣旨に賛同して出資する者

(加入)

第8条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会において、その諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第9条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。
- 3 加入金の額は、総会において定める。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第11条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でなければならない。

(除名)

第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込みその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 総会の承認を得ないで、自己又は第三者のために本組合の事業の部類に属する取引をした組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第14条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- 2 本組合は、前項の請求があったときは、総会において、その諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、前条(脱退者の持分の払い戻し)の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第15条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名及び住所又は居所

- (2) 加入の年月日
 - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第16条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第17条 出資1口の金額は、1,000円とする。

(出資の払込み)

第18条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第19条 本組合は、組合員が本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第20条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。
2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の定数)

第21条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 5人以上7人以内
- (2) 監 事 1人又は2人

(役員の任期)

第22条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会終結時まで任期を伸長する。
 - (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外監事)

第23条 監事のうち、組合員でない者は1人を超えることができない。

(理事長及び専務理事の選出)

第24条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第25条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に専務理事その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第26条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第27条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第28条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第29条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問)

第30条 本組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第31条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
- 3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第32条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会及び理事会

(総会の招集)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第34条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第35条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第36条 組合員は、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、1人とする。

3 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(総会の議事)

第37条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第38条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第39条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができます。

(総会の議事録)

第40条 総会の議事録は、書面をもって作成し、議長、出席理事及び出席監事が署名又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所

- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

（理事会の招集権者）

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
 - 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）

- 第42条 理事長は、理事会の日の3日前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の決議）

- 第43条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
 - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。
 - 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議長及び議事録）

- 第44条 理事会においては、理事長がその議長となる。
- 2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。
 - 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 出席組合員の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

- (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
 - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

第7章 会 計

（事業年度）

第45条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（法定利益準備金）

第46条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第48条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

（資本剰余金）

第47条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益（第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、資本剰余金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第48条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

（配当又は繰越し）

第49条 每事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第46条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（配当の方法）

第50条 前条の配当は、次の順序の従い、総会の議決を経て行うものとする。

（1）年2割を超えない範囲内において出資額に応じてするもの

(2) 組合員が本組合の事業に従事した程度に応じてするもの

2 配当金の計算については、第20条第2項（持分）の規定を準用する。

（損失金の処理）

第51条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本剰余金の順序に従つてするものとする。

（職員退職給与の引当）

第52条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附則

定款の変更

この変更定款は、平成21年8月28日より施行する。

この変更定款は、平成25年7月26日より施行する。

この変更定款は、平成28年6月7日より施行する。

この定款は現行定款に相違ありません。

平成28年 6月17日

企業組合ひなたぼっこ

代表理事 有 岡 千恵子 印